

那珂川国有林の地域別の森林計画書（案）

（那珂川森林計画区）

計画期間 自 平成28年4月1日
至 平成38年3月31日

関 東 森 林 管 理 局

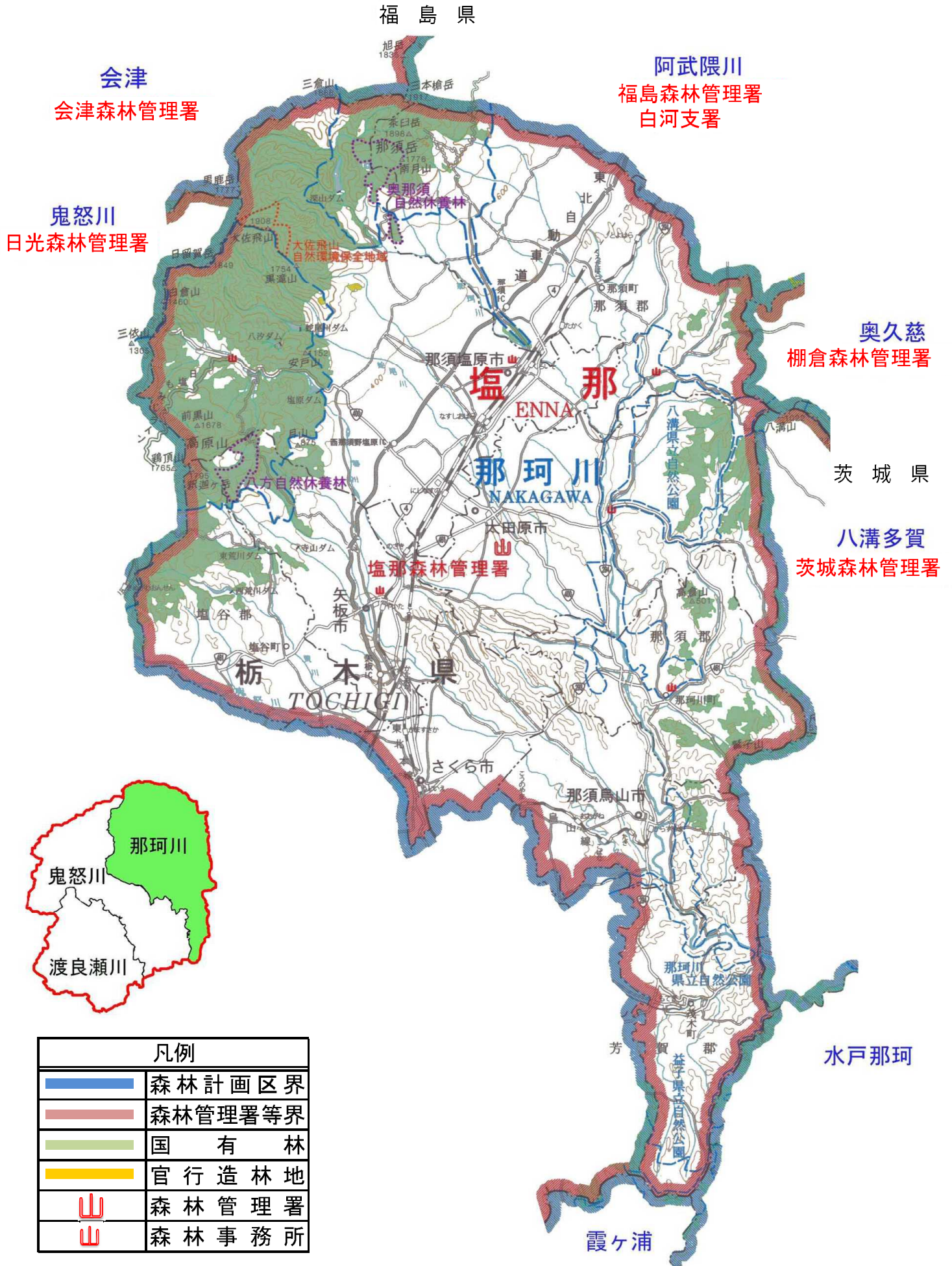
那珂川国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、那珂川森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数の内訳と計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のもの。
- ③ -は、該当がないもの。

那珂川森林計画区的位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
（1）森林の整備及び保全の目標	10
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	14
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
（2）立木の標準伐期齢	16
（3）その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	17
（1）人工造林に関する基本的事項	17
（2）天然更新に関する基本的事項	17
（3）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	19
（1）間伐の標準的な方法	19
（2）保育の標準的な方法	20
（3）その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	21
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	21
（2）その他必要な事項	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	23
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
（4）その他必要な事項	23
6 森林施業の合理化に関する事項	24
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24

(4) その他必要な事項	24
第4 森林の保全に関する事項	25
1 森林の土地の保全に関する事項	25
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	25
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	27
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
(4) その他必要な事項	27
2 保安施設に関する事項	28
(1) 保安林の整備に関する方針	28
(2) 保安施設地区に関する方針	28
(3) 治山事業に関する方針	28
(4) その他必要な事項	28
3 森林の保護等に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	31
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	35
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	35
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	35
(3) 実施すべき治山事業の数量	36
第6 その他必要な事項	37
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	37
2 その他必要な事項	41
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	42
別表2 保安林の指定施業要件	53
別紙3 保安林の種類別の伐採の方法	55
別紙4 自然公園区域内における森林の施業	56
別表5 砂防指定地等の森林の施業	57

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置及び面積

当計画区は、栃木県北東部に位置し那珂川^{なかがわ}広域流域に属している。東は福島県の奥久慈森林計画区及び茨城県の八溝多賀、水戸那珂各森林計画区、西は栃木県の鬼怒川森林計画区、南は茨城県の霞ヶ浦森林計画区、北は福島県の阿武隈川、会津各森林計画区にそれぞれ接し、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市と芳賀郡茂木町、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町、那珂川町の5市4町を包括している。

当計画区の総面積は233千haで、栃木県総面積の36%を占めている。森林面積は133千haで、うち国有林は41千haあり、森林面積の31%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、北部に那須^{なす}火山帯の中心である那須連峰が連なり、東部は八溝山^{やみぞ}地、西部は男鹿^{おじか}山塊から南下する山稜^{たかはら}が高原火山群へと連なっている。

那須連峰は、茶臼岳^{ちやうすだけ}（1,915m）、三本槍岳^{さんぼんやりだけ}（1,917m）、朝日岳^{あさひだけ}（1,896m）等の高峰が連なる。茶臼岳は現在も水蒸気と火山ガスを盛んに噴出している。

八溝山地は、八溝山塊^{とりのこ}、鷲子山塊^{けいそく}、鶏足山塊^{つくば}からなり、八溝山塊には、八溝山^{やみぞさん}（1,022m）をはじめ900m前後の山が連なる。鷲子山塊は、鷲子山^{とりのこさん}（463m）、尺丈山^{しやくじょうさん}（512m）などからなり、鶏足山塊は鶏足山^{けいそくさん}（431m）や雨巻山^{あままきやま}（533m）を経て南部の筑波山塊^{つくばさん}、筑波山（877m）等へ続いている。

西部山稜は、北から南に向かい男鹿山塊^{おじかだけ}の男鹿岳（1,777m）や大佐飛山^{おおさびやま}（1,908m）を経て前黒山^{まえくろやま}（1,678m）、釈迦ヶ岳^{しやかがだけ}（1,795m）を中心とする高原火山群へと連なり、鶏^{にわとり}岳（668m）を経て丘陵地帯へと続く。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられるなど全国的にも名高い山が多い。

また、これらの山系に広がる森林についてみると、奥地は自然度の高い天然生林が広域に分布することから森林生態系の保全が求められており、都市近郊の森林にあっては、憩いの場の提供や生活環境の保全が期待されている。

(イ) 水系

水系は、三本槍岳に源流を發した那珂川本流が、西部地域の各山を源とする余笹川^{よささがわ}、蛇尾川^{さびがわ}、箒川^{ほうきがわ}、内川^{うちかわ}、荒川^{あらかわ}等の各支流、東部地域の各山を源とする奈良川^{ならがわ}、黒川^{くろかわ}、武茂川^{むもがわ}等の各支流と合流した後、茨城県水戸市を経て太平洋に注いでいる。また、高原山の南部に源を發する白石川^{しらいしがわ}、土佐川^{とさがわ}、泉川^{いずみがわ}は鬼怒川本流に合流し、その後利根川に合流し、太平洋に注いでいる。

当計画区の平野部は主に水田地帯であり、これら豊富な水量を保つ各河川の上流域は、

水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区の地質は、高原火山群、那須火山群と八溝山地の3団地に区分することができる。

a 高原火山群

高原火山群は、前黒山と釈迦ヶ岳の二つの火山からなり、主として輝石安山岩、石英安山岩、安山岩類、玄武岩類の熔岩、凝灰角礫岩からなっている。前黒山は、侵食が進み谷を形成しているが、その東方の裾野は台地状の地形となっている。釈迦ヶ岳は、裾野が南東面から南西面にかけて扇状に広がっており、その南部は流紋岩類及び新第三紀層により占められ、丘陵地形をなしている。

b 那須火山群

那須火山群は、第四紀に噴出した新しい火山群で、複輝石安山岩とその碎屑物からなり、西側は岩株状の石英閃緑岩が分布し、その南側の日留賀岳、弥太郎山は第三紀の安山岩、流紋岩で占められ、その地層を貫いてひん岩花崗岩類が分布している。

c 八溝山地

八溝山地は、那珂川町付近の第三紀層が分布する低地帯によって北部の八溝山塊と南部の鷲子山塊及び鶏足山塊に分かれる。この地層は、八溝層群と称され、主として砂岩、頁岩で構成されている。

(イ) 土壌

当計画区の大部分は褐色森林土壌群で占められ、部分的に黒色土壌群、ポドゾル・ポドゾル化土壌群等が分布している。

褐色森林土は、標高おおよそ1,200～1,500m以下で、それ以上はポドゾル・ポドゾル化土壌群もみられ、また、那須火山周辺の火山台地や山麓緩斜面及び塩原地域にある富士山周辺の台地では、侵食が進行していない斜面に黒色土壌群が広がっている。

ウ 気候

当計画区の気候は、全般的に太平洋型気候域に属し、春から秋にかけて降水量が多く、冬期間は西又は北西の乾いた冷たい季節風が強く、乾燥が著しい。

西部山岳地帯は、太平洋型と日本海型の中間的な気候を呈し、年平均気温は9～13℃、年降水量は1,600～2,000mmで、冬期間における積雪は1.5～2.0mに及ぶところもある。

一方、東部丘陵地帯は、気候が温暖で、年平均気温は13℃、年降水量は1,500mm前後であり、冬期間の積雪はほとんど見られない。

エ 森林の概況

当計画区は、東部地域と西部地域に大別され、東部の八溝山系は人工林率が高く県内でも有数の林業地帯である。一方、西部の地域においては、丘陵地から奥地山岳地帯まで広範で多様な森林形態を有している。四季折々の多様な景観など、森林の存在そのものが生活環境保全及び景観形成上重要な位置を占めている。

また、森林生態系の頂点として象徴されるクマタカやオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、森林生態系の豊かさを示すとともに、これらの種の保全を通じて生態系全体の生物多様性の維持・保全が求められている。

人工林及び天然林の概況は以下のとおりである。

(ア) 人工林

国有林における人工林面積は、約13千haで国有林面積の33%を占め、樹種別では、スギ41%、ヒノキ34%、アカマツ3%、カラマツ11%、その他11%となっている。

齢級別にみると、Ⅰ～Ⅳ齢級（1～20年生）が8%、Ⅴ～Ⅷ齢級（21～40年生）が27%、Ⅸ齢級以上（41年生以上）が65%となっており、主伐適齢期を迎えた林分が過半数を超えている。

一般的にスギ、ヒノキの適地が多く、生育は良好であるが、西部地域ではツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ等による被害が発生し、矢板市北西部の八方地区では寒風による気象害が見られる。

(イ) 天然林

天然林の面積は、約26千haで国有林面積の63%を占め、齢級別ではⅪ齢級以上（51年生以上）の林分が96%以上を占める。標高1,000m以下の丘陵地帯から山岳地帯にかけては、アカマツ、クリ、コナラ等の二次林が広く分布し生育は良好である。標高1,000～1,500mの山岳地帯は、ブナ、ミズナラを主とする広葉樹の林分が見られるが、生育は概して中庸以下である。

ブナ林をはじめとする自然度の高い天然生林は、クマタカ、ツキノワグマやニホンカモシカといった野生生物の重要な生息地となっていることから、森林生態系の維持・保全が重要である。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、369千人で、栃木県人口の18%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が9%、第2次産業が32%、第3次産業が55%（産業の分類不能が4%）となっており、第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率が低くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積233千haのうち、森林は57%を占め、森林率は県平均より高くなっている。うち林野庁所管の国有林は41千haで、森林面積の31%を占めている。

また、農耕地は22%となっている。

ウ 交通網

首都圏と直結する J R 東北新幹線、 J R 東北本線及び東北自動車道、国道 4 号が南北に貫き、 J R 烏山線が宇都宮市と那須烏山市を、国道 293 号が鹿沼市と茨城県常陸太田市を、国道 294 号が茨城県取手市と福島県白河市を結んでおり、このほか、国道 400 号や地方道が計画区内外の市町村を結び、地域の動脈として有機的な連結機能を果たしている。

エ 地域産業の概況

当計画区における産業は、製造業、サービス業、卸・小売業、農業を主体としている。

計画区内総生産額に対する産業別の割合は、第 3 次産業が 59%、次いで第 2 次産業が 39%、第 1 次産業は 2% で、米作を主体に、麦、野菜の栽培、畜産、酪農等の農業が行われている。また、日光国立公園の中核的存在である那須岳周辺は、首都圏からのアクセスがよいことに加え、優れた山岳景観と豊富な温泉群を有し、また地形、積雪等の条件にも恵まれていることから、スキー、ゴルフ等の観光・レジャー産業が盛んである。

オ 林業・林産業の概況

当計画区は、優良な人工林地帯であり、特に西部一帯に広がる高原林業地や八溝林業地を形成する東部低山地帯は、人工林率も高く、高原材、八溝材等の産地として林業生産活動が盛んに行われている。森林組合は 6 組合で、林産事業及び販売事業等を行っており、矢板市、大田原市の 2 箇所^{たかはら}に共販所を有している。

林産業では、チップ工場、集成材工場、建具業のほか中小規模の製材工場が多数立地しているほか、乾燥材や短材加工までを含めた全国有数となる製材工場の大規模化も進んでおり、劣材や端材等をエネルギー源として有効活用するバイオマス発電所も現在 2 箇所で稼働している。

また、栃木県では特用林産物の生しいたけ生産が盛んで、約 2,400 t（平成 24 年度）を生産しているが、そのうち約 26% をこの地域で生産している。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分（平成23年度～平成27年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成27年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策等に寄与すべく実施したが、生育状況を考慮し、実行を一部見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回った。

主伐は、分収林を中心に計画し、計画箇所のほか、分収造林の契約相手方の意向により、当初計画以外の伐採箇所が発生したこと等から、計画を上回った。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	139,606	213,353 (2,347)	186,443	176,980 (1,747)

（注）前計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

（2）人工造林及び天然更新別面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため、人工造林により更新を計画したが、主伐終了後の更新の一部を今期計画期間で行うこととしたため、人工造林の実行面積は計画より下回った。

天然更新については、分収造林の伐採跡地において、ぼう芽による更新完了を確認できたことから計画どおりの実行となった。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	340	9	219	9

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、東日本大震災により被災した箇所が発生したことから、既設林道の有効活用や森林作業道等の簡易な路網を優先して作設した結果、計画を下回った。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった震災による被災箇所及び台風などの集中豪雨による被災箇所、老朽化が著しい緊急性の高い路線について優先して実施した結果、計画を下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
林道	11,794	66	7,164	6
うち林業専用道	5,944	5	7,164	1

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き伐り（本数調整伐）、災害箇所の復旧を目的とした溪間工、山腹工を計画したが、本数調整伐については、森林の生育状況等を考慮し、一部の森林で実行を見合わせたことや、保安施設については、緊急性の高い地区のみの実施にとどまったことから、計画を下回った。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	94	—	36	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、水源の涵養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林のもつ多面的機能への期待が高まっている。

このような国民の期待に応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、森林生態系の生産力の範囲内で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林との一層の連携強化を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮

西部の箒川上流部などは、地質や地盤の脆弱な箇所において、集中豪雨等により土砂崩壊、流出等が発生している。また、奥地山岳地帯の多量の積雪は栄養豊富な水を供給し、平野部に広がる水田を潤し、太平洋に注ぎ込み沿岸部の栄養供給源としても重要となっている。

このことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保全施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策を行うこととする。

また、人工林における下層植生の生育を促進し、土壤の団粒構造の発達及び侵食の防止効果を向上させるための抜き伐り（本数調整伐等）を行い、土砂流出の抑制を図るとともに水源涵養機能の向上を図る。

(2) 生活環境の保全

土砂流出などの山地災害の防止対策等を適切に実施する。特に、北西部の那須地域から塩釜地域にかけては、深山ダムをはじめ複数のダムがあり、これらの上流に位置する広範な天然林を保全することにより地域住民の生活環境の保全を図る。

また、県道那須高原線（通称：那須街道）の両側に接するアカマツ林は観光客や地域住民の憩いの場となっているため、松くい虫の防除対策、林床景観の改善を図るための刈払いやアカマツの植栽を実施し、アカマツ林の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

那須連峰から連なる西部地域の山稜は、良好な自然環境を維持しており、日光国立公園や自然環境保全地域に指定され、美しい山岳景観を提供しているとともに、野生生物の重要な生育・生息地となっている。このため、森林生態系の維持・保全を基本とした適切な管理を行う。

また、野生生物の成育・生息環境を維持するため、人工林については、一部を伐採することで草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息の場や、これらを捕食する希少猛禽類等の採餌場としての機能も期待するなど、各施業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

那須街道アカマツ林など生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、スキー場や茶臼岳へ

の登山拠点として健康的な活動の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場、高山植物や湿原植物とあいまって四季折々の多様な森林景観を提供する場、民間団体による広葉樹の植栽など森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として、森林の総合利用を進める。

(5) 林産物の有効活用

西部の高原地区や東部の低山地帯は県内でも有数の人工林地帯となっており、スギ、ヒノキを主体とし良好な生育がみられる。

これら人工林は、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能等を高めるため、若齢林を中心に間伐等を適切に実施する。また、利用期に達した人工林については、地球温暖化防止に貢献するため、森林による二酸化炭素吸収量を確保する観点から主伐と再生林による森林資源の若返りを積極的に図る。

良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

このような計画的な主伐や間伐等の森林施業により発生する木材については、資源の有効活用を図る観点から、木材の需要動向等を踏まえ、利用可能なものについて積極的に搬出し、原木の安定供給に努めるとともに、民有林と連携した森林整備を図り、地域における林業の成長産業化の推進に寄与することとする。

(6) 地球温暖化防止対策等

森林は二酸化炭素の吸収源や炭素の貯蔵庫として重要な役割を果たしており、これまで、間伐等を着実に実施することで二酸化炭素の吸収量確保に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、我が国の人工林資源の齢級構成は50年生付近をピークとして年々高齢化してきており、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図るとともに、将来の二酸化炭素吸収量を確保することが求められている。

このため着実な間伐の実施に加え、主伐と再生林による森林資源の若返りを図る取組を積極的に進めていくこととする。

また、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入、スギ以外の樹種への転換を図るなど、国民のニーズに応えるよう多様な森林資源の整備を推進する。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	40,994.56	
市 町 村 別 内 訳	大 田 原 市	3,023.61
	矢 板 市	2,153.95
	那 須 塩 原 市	24,868.47
	那 須 烏 山 市	321.10
	塩 谷 町	4,027.85
	那 須 町	4,106.46
	那 珂 川 町	2,493.12

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び塩那森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、さらには放射性物質の影響等も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の

設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、

保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	12,638.44	12,704.56
	育成複層林	2,190.91	2,124.82
	天然生林	23,700.36	23,700.33
森林蓄積 m^3 / ha		158	183

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という。）

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

2 現況については、平成27年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待される森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採面積の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。（法令等による制限がある場合にはその範囲内）
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮に必要な森林整備との調和に配慮しつつ、必要に応じて伐期の長期化を図るとともに、生物多様性を向上させる観点から、林齢構成の多様化を図ることも考慮し、適切な林齢で伐採することとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等により育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。また、伐採率は50%以内とする。
- ・ 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。

- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50％）を確保するため、40～60％を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記を考慮の上実施することとする。

- 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	広葉樹 (用材林)	広葉樹 (その他)
全 域	35	40	30	30	100	100	15

(注) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキのほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。加えて、苗木の選定については、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を図るとともに、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
3,000	3,000	4,000	2,000

(注) 1 育成単層林へ導くための施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して、公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、

主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項
 特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹種	間伐時期(年)					間伐の方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	25	35	(45)	(55)	(65)	<p>○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木あるいは列状により行うこととする。</p> <p>○ 間伐率はおおむね20～35%とする。</p>
ヒノキ	30	40	(50)	(65)		
アカマツ	30	40	(50)	(65)		
カラマツ	30	40	(50)	(65)		

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	○	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→			←	△	→			
	カラマツ					←	○	→		←	△	→				
除伐	スギ									←	○	→		←	○	→
	ヒノキ									←	○	→		←	○	→
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	

(注) 1 △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2 実行にあたっては、次の点に留意することとする。

(1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(2) 除伐の実行にあたっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

(3) 2回目以降の除伐時期において、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。また、2回目の除伐実施後、1回目の間伐時期までの間に造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。

3 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐等及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

③ ①又は②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域 別表1の3のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域における森林施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮

小するため森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び立地条件に応じて伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林化により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりをもつ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

③ ①又は②のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

別表1の3のとおり定める。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	120	245
うち林業専用道	6	7

(注) 現状については、平成27年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や、供給ロットの拡大を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した、木材安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能の活用に加え、システム販売による製材工場等への直販を推進し、原木の安定供給に貢献する。

(4) その他必要な事項

特になし。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区			(該当する保安林種等)	
大田原市	(20～29)、(31～34)		水源の涵養 土砂流出の 防備	水源	2,189.33
				土流	18.01
	計	2,209.06			
矢板市	348～353、(354～359、361) 360		水源の涵養 土砂流出の 防備	水源	1,803.72
				土流	71.04
	計	1,877.85		砂防	7.70
那須塩原市	(127)、(129)、(173) 131、149～150、154～160 (161～162、165～167) 169～172、174～179、(183) 184～203、(204、362) 363、364、(365～372) 373～377、(378)、379 (380)、381～397 (398、399)、(400～406) 407、408、(409)、410 (411)、412、(413～415) 420、(421～427) 428～429、(430、431) 432～438、(439)、440 (441、442)、443～448 (449～451)、452～454		水源の涵養 土砂流出・ 崩壊の防備 干害の防備	水源	21,993.50
				土流	1,771.17
				土崩	4.86
				干害	27.03
				砂防	106.83
【大石下】	1			水源	38.64
【高 林】	1			水源	16.12
	計	24,013.39			

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区			(該当する保安林種等)	
塩谷町	(305、306)、307～310 (311～312)、313、(314) 315、(316～319) 321～328、(329～331) 334～338、(339、342) 343、(344～345) 346～347		水源の涵養 土砂流出の 防備	水源 土流 砂防	3,677.42 17.11 1.04
	計	3,686.84			
那須町	計				
	(36～40、101)、121、126 (127)、130、132～138 (139)、140～148、(152) 153、(161～162) 163～164、(165～167) 168、180、(181)		水源の涵養 土砂流出・ 崩壊の防備	水源 土流 土崩 砂防	2,316.42 1,332.24 18.87 10.05
	計	3,670.33			
那珂川町	(4～6)、7、(8～18)、19		水源の涵養	水源 砂防	1,874.73 0.05
	計	1,866.33			
	総 計	37,343.80			

- (注) 1 市町村欄の【 】書は、官行造林地である。
 2 地区欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。
 3 面積は、小班単位で集計。
 4 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である
 ① 水源かん養保安林
 ② 土砂流出防備保安林
 ③ 土砂崩壊防備保安林
 ④ 干害防備保安林
 ⑤ 砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法
該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合は自然環境に与える負荷を軽減させることを念頭に林地の保全に十分に留意する。

また土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等の設置を講ずるものとする。

その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布や樹幹注入を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては当計画区では被害が未確認であるが、今後の発生状況に留意し、民有林関係者との情報共有を行いながら必要な対策を進めることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を重点的に行うこととする。

また、ニホンジカ等による被害が発生している地域については、関係機関等と連携し、被害予防対策や個体数調整に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元自治体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	786	782	4	455	453	2	332	330	2
前半5 カ年の 計画量	415	413	2	240	239	1	174	173	1

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	3,972
前半5カ年の計画量	2,090

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,239	40
前半5カ年の計画量	616	20

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 小 班
開設	総 数			61 路 線	140,290		17,410		
	自動車道	林業 専用道	大田原市	如 来 入	3,800	65	3,800	(12)	23
				砥 山 入 支 線 (格 上)	380	14	380	(13)	23
				桧 沢 如 来 入	1,000	28	-	(14)	20外
				山 王 沢	4,000	149	-	(15)	22
				芳 釜 沢	2,300	34	-	(16)	27
				オ ッ ト ノ 沢	3,000	76	-	(17)	26
				塩 の 草 支 線	1,000	36	-	(18)	29
				南 富 士 山	1,200	26	-	(19)	28
				北 富 士 山	3,000	46	-	(20)	28
			計	9 路 線	19,680		4,180		
			矢板市	寺 山	4,000	85	-	(44)	354
				第 三 八 方	3,000	84	-	(45)	355外
			計	2 路 線	7,000		0		
			那須塩原市	安 戸 山 支 線	2,000	22	2,000	(46)	450外
				安 戸 山	3,000	75	-	(47)	446
				宇 都 野 第 二	4,000	124	-	(48)	362
				ケ ヤ キ 沢 支 線	2,000	64	-	(49)	372外
				奥 塩 原	2,000	35	-	(50)	419外
				棚 畑 沢 支 線	2,000	66	-	(51)	422外
				檜 沢	4,000	110	-	(52)	366外
下 戸 倉 沢				1,000	32	-	(53)	367	
下 戸 倉 沢 支 線	3,000	101		-	(54)	369			
上 戸 倉 沢	4,000	89	-	(55)	371				

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 小 班
開設	自動車道	林 業 専用道	那須塩原市	釈迦岳関谷 第二支線	3,000	79	-	(56)	377外
				シラン沢	1,000	64	-	(57)	431外
				前黒山	5,000	148	-	(58)	395外
				長 沢	1,500	103	-	(59)	405外
				小 滝	2,500	67	-	(60)	428
				八汐支線	2,000	58	-	(61)	453
				蛇尾川	1,500	125	-	(25)	183外
			計	17 路線	43,500		2,000		
			那須烏山市	横 枕	2,700	61	-	(1)	1
				石 倉	1,000	79	-	(2)	3
				計	2 路線	3,700		0	
			塩谷町	塩 田	3,600	76	3,600	(26)	333
				西 沢	1,000	23	-	(27)	306外
				東 沢	4,000	77	-	(28)	312外
				東沢支線1	1,000	19	-	(29)	311外
				東沢支線2	4,000	61	-	(30)	312
				西沢支線1	4,000	98	-	(31)	308
				西沢支線2	3,000	66	-	(32)	310外
				泉 川	2,000	57	-	(33)	317
				大 滝	2,000	41	-	(34)	320外
				白沢分線	2,000	47	-	(35)	323
				西荒川分線	2,000	62	-	(36)	326
				大名沢	1,000	25	-	(37)	328外
				天上沢支線	1,000	21	-	(38)	335

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 小 班
開設	自動車道	林 業 専用道	塩 谷 町	天 上 沢 分 線	2,000	78	-	③⑨	336
				西 立 窪	4,000	161	-	④⑩	344
				积 迦 岳 支 線	2,000	28	-	④⑪	345
				大 名 沢 第 二 分 線	2,700	44	-	④⑫	329
				高 芝 山	2,000	53	-	④⑬	331
			計	18 路 線	43,300		3,600		
			那 須 町	追 分 支 線	2,400	75	2,400	⑤⑰	38
				伊 王 野	1,500	54	-	⑤⑱	35
				シドキ支線	2,000	180	-	⑤⑲	37
				茗 荷 沢	4,000	129	-	⑤⑳	40
			計	4 路 線	9,900		2,400		
			那 珂 川	西 の 沢	3,400	38	3,400	③	8
				沼 入 沢	630	15	630	④	7
				道 の 内 (格 上)	1,200	38	1,200	⑤	18
				南 沢	1,000	37	-	⑥	4
				薄 沢	2,000	87	-	⑦	4
				大 室 支 線	1,000	37	-	⑧	9
				大 久 保 沢	480	12	-	⑨	8
				重 郎 内	1,500	42	-	⑩	16
				ヨ ガ 沢	2,000	58	-	⑪	16
				計	9 路 線	13,210		5,230	

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 小 班
拡張	総 数			13 路 線	900		900		
	自動車道	林 道	大 田 原 市	北 富 士	100		100		28
				磯 上	20		20		33
			計	2 路 線	120		120		
			矢 板 市	木 の 芽 沢	100		100		357
				計	1 路 線	100		100	
			那 須 塩 原 市	釈 迦 岳 関 谷 第 二 支 線	30		30		377
				釈 迦 岳 関 谷 (関 谷)	30		30		371
				檜 沢	100		100		366
				下 戸 倉	100		100		369
				赤 川	100		100		421
				引 久 保	100		100		423
				計	6 路 線	460		460	
			塩 谷 町	西 荒 川	60		60		338
			計	1 路 線	60		60		
			那 須 町	大 川 (白 湯 山)	30		30		159
				計	1 路 線	30		30	
			那 珂 川	大 月 沢	30		30		15
				南 沢 (林 業 専 用 道)	100		100		4
			計	2 路 線	130		130		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	37,168.13	37,168.13	
水源涵養のための保安林	33,853.72	33,853.72	
災害防備のための保安林	3,259.66	3,259.66	
保健・風致の保存等のための保安林	3,010.94	3,010.94	

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したため、各保安林面積の合計数値と一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林、風致保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)		前 半 5 年 の 計 画 地 区 数		
大田原市	20、21、23、32、33、34	14	14	溪 間 工 山 腹 工 資材運搬路 整備	
矢板市	348、349、350、351、352、 353、354、355、356、357、 358、359、360	6	6	溪 間 工 山 腹 工	
那須塩原市	154、155、156、157、158、 197、362、363、365、366、 367、368、369、370、371、 372、373、374、375、376、 377、378、379、380、381、 382、383、384、385、386、 387、388、389、390、391、 392、393、402、403、404、 405、406、407、408、409、 410、411、412、413、414、 415、420、421、423、424、 425、426、427、428、429、 430、431、432、433、434、 434、435、436、437、442、 443、444、445、446、447、 448、449	69	58	溪 間 工 山 腹 工 トンネル内 排水工 資材運搬路 整備	
塩谷町	312、314、315、316、317	7	3	溪 間 工 山 腹 工	
那 須 町	36、37、38、127、137、138、 139、140、141、142、143、 144、145	29	29	溪 間 工 山 腹 工 資材運搬路 整備 保安林管理道 整備	
那珂川町	4、5、6、7、8、9	5	5	溪 間 工 山 腹 工	
合 計		130	119		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考	
	市 町 村	区 域(林班)			(重複制限林)	
水 かん	総 数		33,853.72	別表2、3 のとおり		
	大田原市	20～29、31～34	2,189.33			
	矢板市	348～358	1,803.72		保健林	141.68
					砂防指定	1.04
					国立特2	98.34
					国立特3	795.67
	那須塩原市	127、129、131、 149～150、154～162、 165～167、169～179、 183～204、362～377、 381、383～415、 420～454 【大石下】 1 【高林】 1	21,992.10		保健林	762.67
					砂防指定	63.06
			国立特1	100.72		
			国立特2	3,569.17		
			国立特3	3,256.08		
			国自環特	544.86		
			鳥獣特保	260.60		
塩谷町	305～319、321～331、 334～339、342～347	3,677.42	土砂流出	8.69		
			砂防指定	0.04		
			国立特2	455.10		
			史名天	13.67		
那須町	36～39、101、121、 126～127、132、140、 143～148、161～168、 181	2,316.42	保健林	1,059.28		
			風致林	77.71		
			国立特保	14.98		
			国立特1	152.13		
			国立特2	434.74		
			国立特3	102.36		
			鳥獣特保	158.67		
那珂川町	4～19	1,874.73				
土砂流出	総 数		3,208.92	別表2、3 のとおり		
	大田原市	21、25、28	18.01			
	矢板市	359～360	70.92		砂防指定	3.45
	那須塩原市	129、131、173、365、 369～370、372～374、 378～382、385～390、 392、394～397、400、 402、404～408、 411～415、420～421、 423～424、427、431、 446～453	1,770.81		保健林	500.88
					砂防指定	23.45
			国立特1	242.19		
			国立特2	875.37		
			国立特3	107.38		
			鳥獣特保	146.93		
塩谷町	305、316	17.11	水かん	8.69		

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域(林班)			
土砂流出	那 須 町	36、40、121、126、 130、132～144、148、 152～153	1,332.07	別表2、3 のとおり	保 健 林 405.28 砂防指定 8.50 国立特保 11.75 国立特1 359.03 国立特2 911.47 国立特3 2.46 鳥獣特保 186.74
土砂崩壊	総 数		23.71	別表2、3 のとおり	
	那須塩原市	400	4.86		国立特2 4.86
	那 須 町	180	18.85		砂防指定 0.79 国立特2 18.68
干害防備	総 数		27.03	別表2、3 のとおり	
	那須塩原市	404、451	27.03		国立特2 25.97
保 健 林	総 数		2,933.23	別表2、3 のとおり	
	矢 板 市	352、358	141.68		水 かん 141.68 国立特2 98.34 国立特3 43.34
	那須塩原市	127、131、151、 155～158、160、 197～198、372～374、 379～381、386～387、 441～442、445～450	1,326.99		水 かん 762.67 土砂流出 500.88 砂防指定 6.07 国立特1 241.52 国立特2 543.04 国立特3 243.01 鳥獣特保 180.15
	那 須 町	101、127、138～139、 143～148、152～153、 161～165、181	1,464.56		水 かん 1,059.28 土砂流出 405.28 風 致 林 77.71 砂防指定 1.94 国立特保 26.73 国立特1 271.18 国立特2 483.77 国立特3 58.55 鳥獣特保 301.60
風 致 林	総 数		77.71	別表2、3 のとおり	
	那 須 町	101	77.71		水 かん 77.71 保 健 林 77.71 国立特2 29.11

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域(林班)			
砂防指定	総 数		125.67	別表5 のとおり	
	矢板市	349、353、357、360	7.70		水かん 1.04 土砂流出 3.45 国立特3 0.51
	那須塩原市	173～175、183～185、 188～189、194～196、 200、204、362～363、 365～367、369、376、 379、382～383、386、 388～389、391、402、 404、409、411～412、 420～422、424～427、 430～431、439～441、 451～453	106.83		水かん 63.06 土砂流出 23.45 保健林 6.07 国立特2 20.76 国立特3 34.82
	塩谷町	317、347	1.04		水かん 0.04 国立特2 0.04
	那須町	36、137、139～140、 143、180	10.05		土砂流出 8.50 土砂崩壊 0.79 保健林 1.94 国立特2 9.34
	那珂川町	16	0.05		
国立特保	総 数		27.70	別表4 のとおり	
	那須町	138、163～164	27.70		水かん 14.98 土砂流出 11.75 保健林 26.73
国立特1	総 数		865.46	別表4 のとおり	
	那須塩原市	169、373～374、 446～450	353.91		水かん 100.72 土砂流出 242.19 保健林 241.52
	那須町	130、134～135、 138～139、141～142、 148、153、161～164、 168	511.55		水かん 152.13 土砂流出 359.03 保健林 271.18 鳥獣特保 68.22
国立特2	総 数		6,556.58	別表4 のとおり	
	矢板市	358	103.05		水かん 98.34 保健林 98.34

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域(林班)			
国立特2	那須塩原市	129、131、151、 169～170、189～190、 196～198、200、203、 361、373～376、 378～381、385～386、 389～390、392、 394～400、402～408、 411～415、421～422、 436～438、443～445、 447、449	4,620.39		水かん 3,569.17 土砂流出 875.37 土砂崩壊 4.86 干害防備 25.97 保健林 543.04 砂防指定 20.76 鳥獣特保 245.86 急傾斜法 0.34
	塩谷町	343、345～347	455.31		水かん 455.10 砂防指定 0.04 史名天 13.67
	那須町	101、126、130、 132～144、148、 152～153、161～168、 180	1,377.83		水かん 434.74 土砂流出 911.47 土砂崩壊 18.68 保健林 483.77 風致林 29.11 砂防指定 9.34 鳥獣特保 174.84
国立特3	総 数		4,431.59	別表4 のとおり	
	矢板市	348～350、352～353、 355、361、380	823.41		水かん 795.87 保健林 43.34 砂防指定 0.51
	那須塩原市	131、149～151、 154～155、160～161、 173～174、183～188、 191～197、204、380、 386、400、406、454	3,448.14		水かん 3,256.08 土砂流出 107.38 保健林 243.01 砂防指定 34.82 鳥獣特保 219.94
	【高林】 那須町	1 152、161	160.04		水かん 102.36 土砂流出 2.46 保健林 58.55 鳥獣特保 113.44
国自環特	総 数		544.86	別表5 のとおり	
	那須塩原市	201～202	544.86		水かん 544.86
県自環特	総 数		1.60	別表5 のとおり	
	塩谷町	329	1.60		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域(林班)			
鳥獣特保	総 数		833.80	別表5 のとおり	
	那須塩原市	131、151、160～161、 397、399、403、 405～407	477.30		水かん 260.60 土砂流出 146.93 保健林 180.15 国立特2 245.86 国立特3 219.94
	那 須 町	152～153、161、	356.50		水かん 158.67 土砂流出 186.74 保健林 301.60 国立特1 68.22 国立特2 174.84 国立特3 113.44
急傾斜法	総 数		0.34	別表5 のとおり	
	那須塩原市	404	0.34		国立特2 0.34
史名天	総 数		13.67	別表5 のとおり	
	塩 谷 町	347	13.67		水かん 13.67 国立特2 13.67

(注) 市町村欄の【 】は官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 かん 養 保 安 林	国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 区
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国立特1	国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	国立特2	国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	国立特3	国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域
保健林	保 健 保 安 林	国自環特	自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
風致林	風 致 保 安 林	県自環特	県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
砂防指定	砂 防 指 定 地	鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
急傾斜法	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物

- 2 その他必要な事項
特になし。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		40,939.80	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
大田原市	計	3,023.61	
	20～34全		
矢板市	計	2,153.95	
	333い～ふ、え～ロ ₂ 348～360全 361ろ～れ ₂ 380に		
那須塩原市	計	24,813.71	
	127へ～と 129い～ロ 131い～イ 149～151、154～160全 161い～に 162い～ろ ₂ 、ロ 165い～は、イ、ハ 166い～ほ 167い～ろ ₂ 169～179、183～204全 361い 362～379全 380い～は 381～415、420～454全		
那須烏山市	計	321.10	
	1～3全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
塩谷町	計	4,027.85	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
	305～332全 333こ 334～339、342～347全		
那須町	計	4,106.46	
	35～40、101、121、126全 127い ₁ ～ほ 130い ₁ 、い ₂ 132～148、152～153全 161ほ～イ 162は ₁ ～イ 163～164全 165に、ほ、ロ 166へ～ニ 167は ₁ ～イ ₃ 168、180～181全		
那珂川町	計	2,493.12	
	4～19全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		15,947.02	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
大田原市	計	21.78	
	21へ、と 25れ ₂ 27そ ₂ ～そ ₄ 28す ₃ 32る ₃ 、か		
矢板市	計	253.16	
	348い ₁ 、い ₂ 349い 353い、と、ち 354い ₁ 、い ₂ 、と～ぬ ₁ 、ニ ₁ 、 357い、ほ、り、ぬ、つ、ま、て、あ、イ～ロ 359～360全		
那須塩原市	計	12,961.43	
	129全 131ほ、イ 150ロ 154イ ₁ 、イ ₂ 155イ ₁ 157イ ₅ 158ロ～ハ ₂ 159ハ 162ロ 169い～イ、ロ ₂ 、ロ ₅ 、ハ 170い～に、へ、ち、イ ₁ 、ロ 171へ、と、ロ 172へ～ち ₂ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 173い～る ₂ 、か～ね、イ、ロ ₂ ～ハ 174い ₄ ～り、ぬ ₂ ～ロ ₅ 175ろ ₁ 、ほ、 177に～と		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須塩原市	179に～イ 183ほ、イ ₁ 、ロ ₁ 184い 185全 186い～は 187～191全 192い～は ₂ 193い 194い ₂ 、い ₃ 、ほ～ロ 195い ₁ 、い ₂ 、ぬ 196い ₂ 、に、へ ₂ 197イ、ロ 199る ₂ ～わ 200い ₂ 、に～る、ロ ₂ 、ロ ₄ 、ロ ₅ 201い、ろ ₁ 、は～イ ₁₇ 202い～る ₁ 、ロ ₁ 、ロ ₃ ～ロ ₉ 203い ₁ ～ロ ₂ 、ロ ₅ ～ロ ₁₂ 204い ₁ ～は、ロ ₁ ～ロ ₄ 、ロ ₆ ～ハ 362ぬ、る、た、ニ 363ほ～り、イ 365い、は、ほ、ぬ、わ、の ₁ ～く、イ 366さ 367い 369い、に、と、ち、か、れ 370い、ロ 372い 373い ₁ ～ろ、よ 374い～に、へ 375い 376い～は、よ、た 378ほ～と ₅ 379全 380い～は 381は 382全 383は、に、り		施業方法につ いては、 Ⅱ-第3-4- (1)-イ のとおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須塩原市	384い ₁ 385全 386い ₁ ～に、イ 387は、ほ、へ、イ ₁ ～イ ₃ 388い ₁ 、い ₂ 、は～ほ、と、ち、ぬ、わ、れ～つ 389い、は、へ～ロ ₆ 390全 391イ ₁ ～イ ₃ 392る、わ 394ロ 395ち 396る 397に 400い 402ぬ ₂ 、わ ₁ 、わ ₂ 、れ～な、ロ ₁ 404い～へ、ち、ロ ₂ 405た 406て 407て 408ろ 409い～は、と 411い、ろ 412全 413い ₁ ～か 414い～つ 415い～の ₂ 420い、ろ 421い～は ₁ 、に～へ、と ₂ ～り、う、の ₁ 、お～や 422か ₁ 、か ₂ 、た 423は ₁ 、は ₂ 、は ₅ ～は ₈ 、れ ₁ ～れ ₃ 、つ ₁ ～ね 424い、へ 425ち、り、れ、そ 426に～へ、り、よ、な、ら、う ₂ 、う ₃ 、え、て ロ 427ち、の 430と、り、よ		施業方法につ いては、 II-第3-4- (1)-イ のとおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須塩原市	431ほ ₁ 、ち～る ₂ 433ろ～に 436～438全 439い ₁ ～ほ、か、よ 440い～へ 441は ₁ 、に～な ₁ 、な ₄ ～ロ 442ろ～ほ、り、ぬ ₂ ～た、れ ₄ ～ね 443全 444い～へ 445イ 446い、よ 447い ₁ ～に、 448い ₁ ～い ₇ 、イ、ロ 449い～へ、イ 450い、ろ 451か～た 452い～は、ロ、ハ 453い、ろ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
塩谷町	計	631.63	
	305か、よ 316か ₁ 321ち 322ろ 324い、ほ、り 343ち～ぬ 346い ₁ ～い ₃ 、ろ ₁ 、ろ ₂ 347全		
那須町	計	2,063.06	
	36れ、な ₃ 、ら、う ₅ 、の ₂ 、や ₃ 、て ₂ 、さ ₃ 、ゆ ₃ 、 み ₁ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 40て		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須町	101い～ろ ₂ 、は、に 121全、126全、130全、132～136全 137い～に、イ ₃ 、ニ ₁ ～ニ ₁₂ 、ト ₁ ～ヌ 138ロ ₁ ～ロ ₃ 139ロ～ハ ₄ 140～142全 143に～イ ₂ 144ろ 148ろ～イ 152い～は、ほ 153全 161イ 162に、イ 163ろ、イ ₂ 、イ ₃ 164い、ロ ₁ ～ロ ₃ 、ハ ₃ 165ロ 166二 167に 168全 180い～ほ、ハ ₁ 、ハ ₂ 、ハ ₄ 、ハ ₅ 、ホ、ト		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
那珂川町	計	5.96	
	4ね～ら、こ 16て ₃		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		16,763.78	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
矢板市	計	980.66	
	348～350全 352ろ～ほ、ロ ₁ 、ロ ₂ 353て 355ま 358ぬ～わ 361ろ～れ ₂ 380に		
那須塩原市	計	12,902.60	
	127へ、と 131全 149～151、154～160全 161い～に 162い～ろ ₂ 、ロ 165い～は、イ、ハ 166い～ほ 167い～ろ ₂ 169～172全 173に ₂ ～る ₂ 、か、よ、イ 174い ₁ 、い ₂ 、イ ₂ 175ほ 177に～と 179に～イ 186に ₁ ～に ₃ 188い～は、ロ 189い ₁ ～は、ロ 190～193全 196い ₁ 、ろ ₁ ～ほ 197全 198い、ろ 199る ₂ ～わ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須塩原市	200に～る、イ、ロ ₄ 、ロ ₅ 201全 202い～る ₁ 、イ ₂ ～ロ ₉ 203全、204全 361い 365や～け 370ろ、ロ 372い 373い ₁ ～ろ、よ 374い～に、へ 375い 376い、よ、た 378い～に 379全 380い～は 381全 386い ₁ ～ほ、イ 387は、ほ、へ、イ ₁ ～イ ₃ 397に 398は、た～ね ₃ 、な ₄ 、な ₅ 、お、ロ 399る ₉ 、わ ₆ 、か ₃ ～か ₅ 、よ ₃ 、た ₃ 、れ ₃ 、ら、 う ₁ ～く、ロ ₃ ～ハ 400い～へ 402よ ₁ 、よ ₃ 、む、う 403ほ 404り～る ₁ 、ロ ₁ 405全 406に ₁ 、に ₃ 、な ₇ 、く～ま ₁ 、け～て 407い ₁ ～は ₁ 、わ、え～さ、き ₂ 、め ₃ ～し ₄ 408い 410は ₁ ～そ 411～415全 420い、ろ 421い～は ₁ 、に～へ、と ₂ ～り、く、や 422か ₁ 、か ₂ 、た 433ろ～に 436～438全		施業方法につ いては、 II-第3-4- (1)-イ のとおり

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須塩原市	440は 441い～は ₂ 、な ₂ 、な ₃ 442い ₁ 、い ₂ 、へ～ち、ぬ ₁ 、た～ら、ト ₂ 、ト ₃ 443ろ～ほ 444ろ～に、イ 445全 446い、よ 447い ₁ ～に 448い ₁ ～い ₇ 、イ、ロ 449い～へ、イ 450い、ろ 451ろ ₁ ～は		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり
塩谷町	計	596.11	
	321ち 322ろ 324い、ほ、り 325ろ ₂ 、ち 326り ₃ 、わ ₃ 329ほ 339い ₂ 342い～ろ ₂ 343ち～ぬ 345な 346い ₃ 、ろ ₁ 、ろ ₂ 347い ₁ ～ろ ₃ 、に ₁ 、に ₂		
那須町	計	2,284.41	
	101全 127い ₁ ～ほ 130い ₂ 134い ₃ 、ロ ₂ 、ロ ₄ 135ろ ₂ 、ロ ₂ 、ロ ₃ 137～139全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
那須町	141イ ₂ 142イ ₁ 、イ ₂ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 143ろ～に 144い、は～と 145全 146い ₁ 、い ₄ ～へ ₂ 147全、148全、152全、153全 161ほ～イ 162は ₁ ～イ 163全、164全 165に、ほ、ロ 166へ～ぬ ₂ 、ハ、ニ 167は ₁ ～イ ₃ 168全 180い～は、ロ ₁ ～ハ ₂ 、ハ ₄ ～ホ 181全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イ のとおり

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (ha)	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			1.25	択伐とする
農地、林地又は道路その他の施設の保全のため、伐採方法を特定する必要のある森林	那須塩原市	421ら	1.25	

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霜害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ハ 風害又は霜害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部伐又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林は除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合は、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表5 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

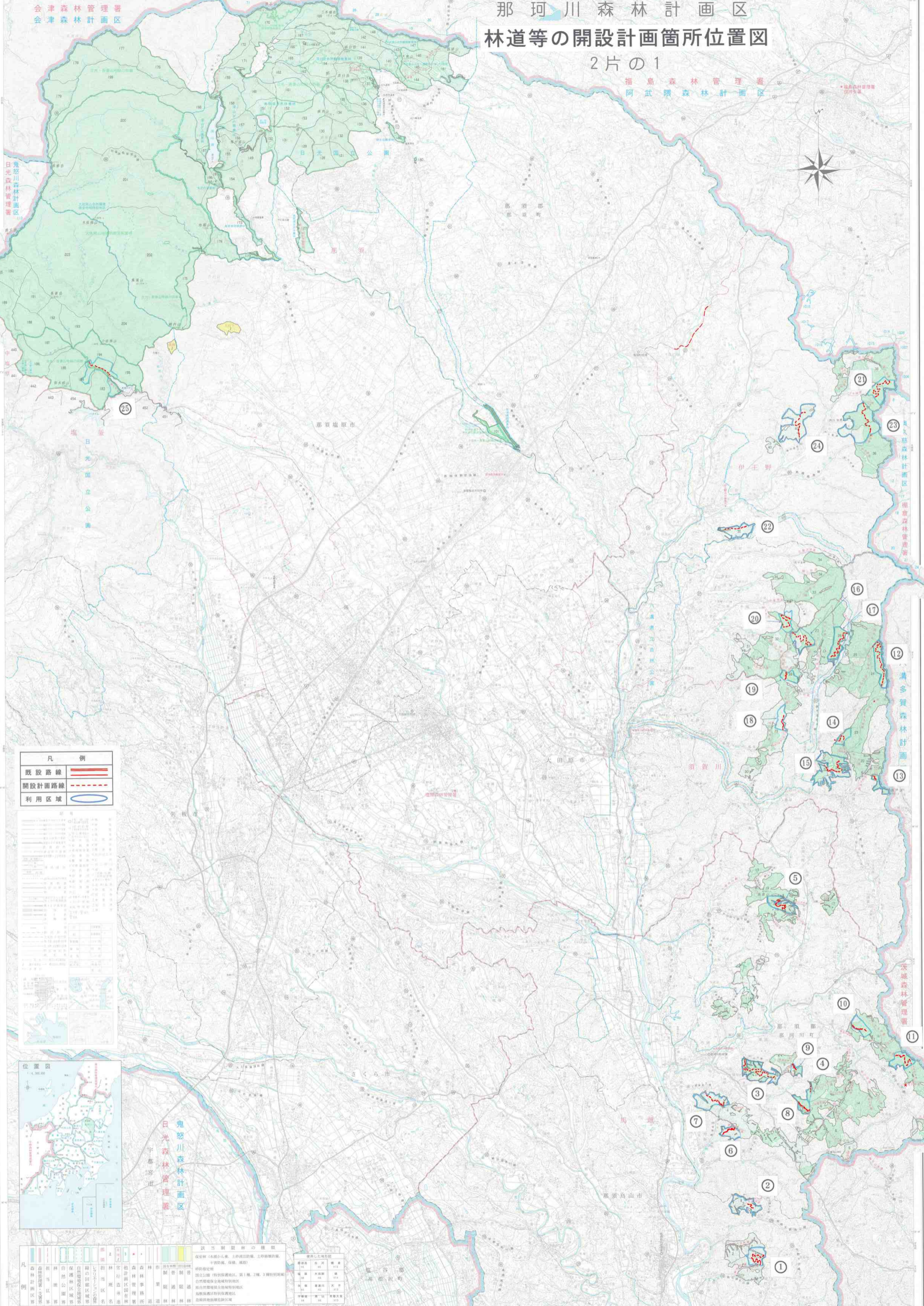
区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日栃木県条例第5号）及び「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例施行規則」（平成15年3月28日栃木県規則第28号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）による。 県指定のものについては、「栃木県文化財保護条例」（昭和38年7月6日条例第20号）及び同施行規則（昭和38年7月6日栃木県教育委員会規則第16号）による。
自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「自然環境保全法」（昭和47年6月22日法律第85号）、同施行令（昭和48年3月31日政令第38号）及び同施行規則（昭和48年11月9日総理府令第62号）による。
県自然環境保全 地 域 特 別 地 区	「栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）及び同施行規則（昭和49年4月1日栃木県規則第15号）による。
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日法律第57号）及び同施行令（昭和44年7月31日政令第206号）による。

那珂川 2-1

那珂川森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図

2片の1

福島森林管理署
阿武隈森林計画区



凡 例

既設路線	
開設計画路線	
利用区域	

部号

1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24



位置図

区当制園林の種類

保護林(水源かん養、土砂流出防止、上砂防除等)	
指定園林(特別防護林、第1種、第2種、第3種特別防護林)	
自然公園(特別防護林、第1種、第2種、第3種特別防護林)	
自然公園(特別防護林、第1種、第2種、第3種特別防護林)	
自然公園(特別防護林、第1種、第2種、第3種特別防護林)	
自然公園(特別防護林、第1種、第2種、第3種特別防護林)	

使用した地形図

縮尺	発行年	発行元
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院
1/25,000	1975	国土院

平成二十三年 阿武隈森林管理署 那珂川森林管理区

